

特定販売を行う場合のみ提出が必要

記載例

(別紙)

【特定販売に関する事項】（法第4条第3項第4号ロ関係）

* □については、該当するものにレ点を入れること。* 「無・有」については、該当するものに○をつけること。

特定販売を行う区分	☐ 要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。） ☐ 薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。） ☒ 第二類医薬品 ☒ 第三類医薬品 ☐ 指定濫用防止医薬品
特定販売を行う際に使用する通信手段	☒ カタログ ☒ チラシ ☐ その他（
特定販売を行う時間	月～金：9時～20時 土：9時～12時
要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）の特定販売を目的とする取引に際しては、医師の処方箋を提出し、その内容を確認し、必要に応じて、医師の指導を受けることを行うこと。	☐ ビデオ通話（汎用ソフトウェア・アプリケーションを用いるもの） ソフトウェア・アプリケーション名：_____ ☐ ビデオ通話（自ら開発又は委託開発による専用ソフトウェア・アプリケーションを用いるもの）
閉店後、特定販売を行う時間等	無 ・ ☒ 有 ※有の場合はその時間を記載してください。 月～金：18時～20時 土：9時～12時 ※有の場合は、適切な監督に必要な設備として下記内容をご理解のうえ、レ点をつけること。 ☒ デジタルカメラ等で撮影した画像を、電子メールに添付して行政機関に電送する設備を有しています。
特定販売の広告に、薬局・店舗の名称を記載する場合は、複数ある場合は全て記載	無 ・ ☒ 有
主たるホームページ	○○薬局 オンラインショップ店 http://www.○○○○.△△△△.jp http://www.○○××.△△△△.jp
主たるホームページの構成の概要 * カタログ等の概要含む	別紙のとおり

・ 薬局の開店時間と特定販売を行う時間が同じ場合でも記載。
 ・ 薬局の閉店後も、特定販売を行う場合は、その時間を含めた時間を記載。

例)
 月～金の18時～20時及び土曜日は、お店は閉めているが薬局内に薬剤師がおりインターネット等による特定販売を行う。

当該設備は、薬局の構造設備として備える必要がある。個人の携帯電話等では代用することは認められない。

《注意事項》

- ① 主たるホームページのアドレスは、「トップページ」や「メインページ」のアドレスを記載すること。複数のホームページを開設している場合は、それら全てのホームページアドレスを記載すること。（医薬品販売サイトのトップページ等、医薬品の購入希望者等が通常、最初に閲覧するホームページアドレスであること。）
- ② 特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告する場合は、主たるホームページの構成の概要を示した書類を添付すること。複数のホームページを開設している場合は、それらの全てについて関連する書類を添付すること。
- ③ カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、②と同様にその概要が分かる資料を添付すること。